

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		ごみ集積場環境整備補助金		市の担当部課	経済環境部環境課		
				問い合わせ先	0568-44-0344		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		楽田下本町町内会はじめ25町内会		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市ごみ集積場環境整備助成事業要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成30年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		ごみ集積場に係る美化の推進を目的として、町内会独自の整備に要する経費に対し補助金の交付をする。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		213,700 円	188,600 円	458,100 円	530,000 円		
		(213,700 円)	(188,600 円)	(458,100 円)	(530,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		ごみ集積場を整備するための必要な材料の購入 カラスや猫除けのためのごみ収集容器の購入					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		1,272,854 円			
		うち補助対象経費		1,272,854 円			
		補助対象経費の内訳		賃借料補助 5件		89,400 円	
				材料等購入費補助 16件		286,189 円	
				工事費又は修繕費補助 1件		199,914 円	
				備品購入費補助 4件		685,900 円	
収集容器修繕費補助 1件				11,451 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		ごみ集積場整備(賃借料補助):対象経費の2分の1 ごみ集積場整備(材料購入費補助):対象経費の4分の3 ごみ集積場整備(工事費又は修繕費補助):対象経費の2分の1 収集容器設置(備品購入費補助):対象経費の2分の1 収集容器設置(修繕費補助):対象経費の2分の1			
		補助限度額		ごみ集積場整備(賃借料補助)6,000円 ごみ集積場整備(材料購入費補助):30,000円 ごみ集積場整備(工事費又は修繕費補助):100,000円 収集容器設置(備品購入費補助):30,000円 収集容器設置(修繕費補助):20,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	金額が確定してから交付するため。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		ごみ集積場が整備され、付近の環境美化に繋がった。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※令和2年度の実績に基づき作成しています。